

令和 4 年

亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

亀山市教育委員会 3 月定例会会議録

1. 日 時

令和4年3月25日（金）午後3時00分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 大会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1 番委員	宮 村 由 久
2 番委員	宮 西 寛
3 番委員	吉 岡 洋 子
4 番委員	若 林 喜美代

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育部長	亀 山 隆
教育総務課長	岡 安 賢 二
学校教育課長（以下学校課長という。）	宇 野 勉
参事（兼）生涯学習課長（以下参事生課長という。）	桜 井 伸 仁
図書館長	井 上 香代子
副参事（図書館整備担当）（以下図書副参事という。）	小 坂 博 文
歴史博物館館長（以下歴博館長という。）	小 林 秀 樹
学校教育課主幹兼学事教職員グループリーダー（以下学事GLという）	加 藤 尚 大
学校教育課主幹兼教育研究グループリーダー（以下教研GLという）	武 居 政 敏
学校教育課主幹兼教育支援グループリーダー（以下教支GLという）	前 田 亜 弓
生涯学習課主幹（兼）社会教育グループリーダー（以下生社GLという。）	高 重 京 子
教育総務課主幹（兼）保健給食グループリーダー（以下保給GLという。）	渡 邊 尚 也
生活文化部文化スポーツ課副参事兼まちなみ文化財グループリーダー（以下まちGLという。）	山 口 昌 直

教育総務課主任主査(兼)教育総務グループリーダー(書記)(以下総務GLという。) 中野 貴 晶
教育総務課教育総務グループ主任主事 岩 崎 圭一郎

6. 会議録署名者指名

3番委員(吉岡洋子委員)

4番委員(若林喜美代委員)

7. 教育長報告

教育長 (令和4年3月定例会教育長報告に基づき報告)
(教育部長:市議会令和4年3月定例会の内容説明)
(質問はなく、教育長報告を終わる。)

8. 議事

教育長 議案第6号「人事案件について」事務局から提案を求める。

教育部長 議案第6号については、人事案件でございますので、公開・非公開についてお諮り願います。

教育長 議案第6号については、人事に関する事件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定に基づき、各委員に諮る。非公開とする委員は挙手願いたい。

【各委員挙手】

教育長 全員非公開に賛成のため、議案第6号「人事案件について」は非公開とする。

(関係職員以外は退室)

《非公開》

(議案第6号は可決される。)

(退室した職員入室)

教育長 次に、議案第7号「亀山市教育委員会組織・機構再編に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第7号「亀山市教育委員会組織・機構再編に伴う関係規則

の整理に関する規則の制定について」であります。提案理由といたしましては、亀山市教育委員会組織・機構再編に伴い、関係規則を改めるための規則を制定することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明します。

総務課長 (資料に基づき説明)
(質問はなく、議案第7号は可決される)

教育長 次に、議案第8号「亀山市教育委員会組織・機構再編に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第8号「亀山市教育委員会組織・機構再編に伴う関係要綱の整理に関する要綱の制定について」であります。提案理由といたしましては、亀山市教育委員会組織・機構再編に伴い、関係要綱を改めるための要綱を制定することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明します。

総務課長 (資料に基づき説明)
(質問はなく、議案第8号は可決される)

教育長 次に、議案第9号「亀山市教育委員会会議規則の一部改正について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第9号「亀山市教育委員会会議規則の一部改正について」であります。提案理由といたしましては、亀山市教育委員会組織・機構再編に伴う亀山市教育委員会会議規則の一部改正について、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明します。

(資料に基づき説明)
(質問はなく、議案第9号は可決される)

教育長 次に、議案第10号「亀山市教育委員会の所管に属する職員の職の設置に関する規則の一部改正について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第10号「亀山市教育委員会の所管に属する職員の職の設

置に関する規則の一部改正について」であります。提案理由といたしましては、新図書館開館に伴う図書館内の人員配置の再編に伴う亀山市教育委員会の所管に属する職員の職の設置に関する規則の一部改正について、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明します。

総務課長

(資料に基づき説明)

(質問はなく、議案第10号は可決される)

教育長

次に、議案第11号「亀山市立図書館条例施行規則の一部改正について」事務局の説明を求める。

教育部長

議案第11号「亀山市立図書館条例施行規則の一部改正について」であります。提案理由といたしましては、亀山市教育委員会組織・機構再編及び新図書館開館に伴う図書館内の人員配置の再編に伴う亀山市立図書館条例施行規則の一部改正について、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明します。

総務課長

(資料に基づき説明)

宮村委員

改正後の「3」というのは「第24条第3項」ということか。

総務課長

そのとおりです。詳細については資料58ページをご覧くださいと思います。

宮村委員

理解した。

教育長

この規則については、協議会等で大幅な改正についての協議をいただいております。あくまで今回の改正は、市の組織再編に伴う部分に関する改正となっている。

(ほかに質問はなく、議案第11号は可決される)

教育長

次に、議案第12号「亀山市学校教育ビジョンの策定について」事務局の説明を求める。

教育部長

議案第12号「亀山市学校教育ビジョンの策定について」であります。提案理由といたしましては、平成29年3月に策定した現行の亀山市学校教育ビジョンの計画期間が終了するため、新たな亀山市学校教育ビジョンを策定することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、学校教育課長より説明します。

学校課長 (資料に基づき説明)

教育長 (パブリックコメントにおいて) どのような意見が出て、どのような内容を計画に取り入れた等の資料はないのか。

学校課長 本日は用意しておりません。

教育部長 本日は、最終案について議決をいただくにあたり、その最終案を資料として提出させていただいています。それぞれ意見はいただいているところですが、修正については、大きく内容が変更した部分はなく、語句修正等に留まっています。よって、修正に関する別途資料は添付させていただいていません。また、次の議案であります「亀山市生涯学習計画」についても同様です。概ね前回協議事項として提出させていただいたものから、細かな修正はあるものの、構成や考え方等大きく変更はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

教育長 少なくとも、本日の資料のうちどの部分に変更となっているのか事務局から説明をいただきたい。

(教支G L説明)

教育長 今の説明の内容以外に、修正はしなかったがこの部分について意見が集中していた等の質問等はあるのか。

教支G L 資料73ページの「施策V-②教職員の働き方改革の推進」の部分で、現在小中学校で働く先生方からも保護者の方からも、「教員の勤務時間に対してとても忙しさを感じている。その中で教員の業務負担軽減を図ってほしい。」というご意見を多数いただきました。

若林委員 資料18ページの表について、一部「%」の単位が抜けているのではないのか。

教育長 質問の内容が途中から変更になったため、単位が記入されていないという理解か。

教支G L そのとおりですが、委員のご指摘のとおり、記述した方が分かりやすいので、修正させていただければと思います。

若林委員 以前の会議で話のあった表紙の時計のイラストについて、最終的にこのようになった意図を教えてください。

教支G L 前回、「昼頃に登校しているように見える」等のご意見もいただきましたので、(時計のイメージを残しつつ) 指している時間があまり分からないように工夫しました。

学校課長 あくまでも学校に時計があるという校舎のイメージとしてご理解いただきたいと思います。

若林委員 意図は理解する。何時を指していてもいいとは思いますが、このイラストでは、時計として違和感があると考えます。何時か分からない時計はないし、特に時計がなくてもいいのではないかと考えられる。

教育長 イラストはこの一案しかないのか。例えば屋上に手すりが設置されているが、これは屋上まで登れると思われないのか。時計も例えば亀山の市章にするとか、このデザインの変更の余地はあるか。

教支G L 手すりを削除する等、変更の余地はあります。

教育長 大きくイメージを変えることはできるのか。

教支G L このイラストを基本としてご理解いただきたいと思います。

教育長 作成スケジュールとしては、本日の定例会で可決後、直ちに印刷製本に入る必要があるものと理解していいか。

教支G L そのとおりです。

教育長 では、時計と手すりの意見について、どのように対応するのか。

学校課長 手すりは削除することとし、時計については市章等に変更することも含め、検討させていただきたいと思います。

教育長 では、表紙の部分については、最終見直しを事務局にさせていただくということでもいいか。

委員全員 了承。

教育長 また、併せてご指摘いただいたところは事務局で修正を行うこととし、その部分については教育長一任ということでもいいか。

委員全員 了承。
(ほかに質問はなく、議案第12号は可決される)

教育長 次に、議案第13号「亀山市生涯学習計画の策定について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第13号「亀山市生涯学習計画の策定について」であります。提案理由といたしましては、平成29年3月に策定した現行の亀山市生涯学習計画の計画期間が終了するため、新たに亀山市生涯学習計画を策定するについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、生涯学習課長より説明します。

参事生課長 (資料に基づき説明)

教育長 前回の案から変更は特にないという理解でいいか。

参事生課長 そのとおりです。

吉岡委員 目次の第2章「めざす姿4」について、「情報ツル」とあり「一」が抜けていると考えられる。

参事生課長 修正いたします。再度事務局にて漏れ等無いかチェックいたします。

教育長 ご指摘いただいたところは事務局で修正を行うこととし、その部分については教育長一任ということでもいいか。

委員全員 了承。
(ほかに質問はなく、議案第13号は可決される)

教育長 次に、議案第14号「亀山市子どもの読書活動推進計画の策定について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第14号「亀山市子どもの読書活動推進計画の策定について」であります。提案理由といたしましては、亀山市子どもの読書活動推進計画(第4次亀山っ子読書推進プラン)を策定することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、図書館長より説明します。

図書館長 (資料に基づき説明)
(質問はなく、議案第14号は可決される)

教育長 次に、議案第15号「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第15号「亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」であります。提案理由といたしましては、亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任期が令和4年3月31日に満了となるため、学校保健安全法第23条の規定に基づき、別紙名簿の者を令和4年4月1日付けで亀山市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に委嘱することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、教育総務課長より説明します。

総務課長 (資料に基づき説明)
(質問はなく、議案第15号は可決される)

教育長 次に、議案第16号「亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第16号「亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正について」であります。提案理由といたしましては、亀山市社会教育団体補助金交付基準の終期の再設定に伴う亀山市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部改正について、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、生涯学習課長より説明します。

参事生課長 (資料に基づき説明)
(質問はなく、議案第16号は可決される)

教育長 次に、議案第17号「亀山市地域人材キラリ育成事業推進委員会要綱の一部改正について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第17号「亀山市地域人材キラリ育成事業推進委員会要綱の一部改正について」であります。提案理由といたしましては、委員会の名称変更等に伴う亀山市地域人材キラリ育成事業推進委員会要綱の一部改正について、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、生涯学習課長より説明します。

参事生課長 (資料に基づき説明)
(質問はなく、議案第17号は可決される)

教育長 次に、議案第18号「亀山市亀山城跡保存整備指導委員会要綱の廃止について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第18号「亀山市亀山城跡保存整備指導委員会要綱の廃止について」であります。提案理由といたしましては、関連事業が完了したため、亀山市亀山城跡保存整備指導委員会要綱を廃止することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、まちなみ文化財GLより説明します。

まちGL (資料に基づき説明)

宮村委員 要綱の廃止については結構であるが、2～3年前台風で壁が傷んだと思うが、その際には、この委員会の方々に指導を仰ぐ等を行ったのか。もし、そのような対応を行ったとすれば、今後同様の災害によってこのような例が発生した場合、要綱を廃止していることとなるが、どのような対応を行うのか。

まちG L 平成29年度と記憶していますが、8月の台風で東側の壁が落ちたことがありました。この時の修理については、本委員会の会議を開催して何かしたものではなく、基本的には文化庁や県教育委員会等に意見を頂戴しながら修理を行いましたので、今後も有事の際は同じ手法をとり修理していきたいと考えています。

宮西委員 通常の経年劣化等で修理が必要となった場合も同様の考え方でいいのか。

まちG L そのとおりです。

教育長 この委員会は、地震で亀山城が崩壊したものを保存整備するために立ち上げた委員会か。

まちG L そのとおりです。平成19年の直下型地震で石垣の一部が崩落し、その修理・復元のため立ち上げた委員会です。

教育長 その修理が令和3年度まで期間を要したということか。

まちG L 修理については平成24年度ですべて完了しましたが、この事業については第1期の「亀山市歴史的風致維持向上計画」に基づき実施したものです。その後この計画の第1期が終了し、第2期に入りましたが、その第2期には本事業が謳われていないため、本要綱の廃止に至りました。

(ほかに質問はなく、議案第18号は可決される)

教育長 次に、議案第19号「亀山市無形文化財・無形民俗文化財記録作成指導委員会要綱の廃止について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第19号「亀山市無形文化財・無形民俗文化財記録作成指導委員会要綱の廃止について」であります。提案理由といたしましては、関連事業が完了したため、亀山市亀山市無形文化財・無形民俗文化財記録作成指導委員会要綱を廃止することについて、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、まちなみ文化財G Lより説明します。

まちG L (資料に基づき説明)

若林委員 要綱廃止については結構である。長い期間記録作成を指導する委員会として携わっていただいたと思うが、どのような内容のものを記録しているのか。

まちG L 例えば、加太のかんこ踊りがございます。5つの自治会がそれぞれ行っていますが、その踊り方だけではなく歴史的な内容や行

事の一環とした民俗的な内容まで、映像として記録していただきました。指導委員としては、大学の先生や県教育委員会の民俗担当者、市文化財保護審議会委員の方等にご指導をいただきました。

教育長 記録作成ということは成果物があるということか。

まちGL そのとおりです。DVDを作成し、各団体に次の世代へ伝えていく過程や材料として使っていただくようにお渡ししています。

教育長 教育委員に渡すことはできるのか。

まちGL 各団体には渡していましたが、教育委員の皆様には渡していません。申し訳ありません。

教育長 説明で、第1期の「亀山市歴史的風致維持向上計画」が終わったため要綱を廃止するとあったが、終わったのはいつか。

まちGL 令和2年度です。なお、事業については平成25年度を最後に事業は行っていません。

教育長 では、本要綱は令和2年度末で廃止すべきであったのではないか。

まちGL 計画の第2期について、国の認定を受けたのが令和3年5月であったため、本来でしたらその時点で要綱を廃止すべきでした。申し訳ありませんでした。

教育長 この点については今後とも注意いただきたい。

(ほかに質問はなく、議案第19号は可決される)

教育長 次に、議案第20号「亀山市歴史博物館条例施行規則の一部改正について」事務局の説明を求める。

教育部長 議案第20号「亀山市歴史博物館条例施行規則の一部改正について」であります。提案理由といたしましては、歴史博物館観覧料の免除範囲の拡大に伴う亀山市歴史博物館条例施行規則の一部改正について、委員会の議決を求めるものです。詳細につきましては、歴史博物館長より説明します。

歴博館長 (資料に基づき説明)

宮西委員 改正された部分に「教育上」とあるが、具体的にはどのようなことか。例えば児童が夏休みの課題を行うために保護者と来館された時がこれにあたるのか。

歴博館長 想定しているものは、実績としては小学校であれば授業、幼稚園・保育園であれば亀山市の歴史に触れるというコースの遠足等

がこれにあたりと考えています。従ってそれぞれの期間内での行動が対象となります。

宮西委員
歴博館長

夏休みの課題等はいかが。

夏休み期間については、既に小中学校の児童生徒は無料で観覧いただくことができます。亀山市歴史博物館において、料金が必要なのは展示室に入室する場となりますので、ホールの本を読むとか館員と話をする等については、料金はかかりません。また、夏休みにおける保護者については平日であれば有料となりますが、第3日曜日等家庭の日は無料をご利用いただくことができます。

教育長

学校の社会見学や遠足や授業で訪れる時は、大人も含めてみなさんが無料となるが、夏休み等親子で来館した場合は、子どもは無料である一方で保護者は有料であるという理解でいいか。

歴博館長
教育長

そのとおりです。

つまり、小学校等が組織団体として利用する場合だけと考えればいいか。

歴博館長

そのとおりです。学校単位として利用する場合だけ無料となります。

教育長

そこに児童福祉法に基づく施設も入ったため、保育園や認定こども園、学童保育も含むということでもいいか。

歴博館長

児童福祉法第7条に基づく施設を対象としていますので、それら等の施設も対象と考えています。

教育長

そのような組織団体以外の個人やグループで来館しても、今回の改正規定は適用されないということでもいいか。

歴博館長

そのとおりです。ただ、例えば障がい者であれば、個人で来館した場合でも、別の規定によりその方も介助者も無料となります。あくまで個人は有料です。

宮村委員

第11条第1項第2号の規定にあるとおり、70歳は無料となっている。夏休み以外の時だったが3年ほど前に孫と来館した時に、私は無料で孫は有料であった。その当時の会議で、教育委員会の所管の施設として高齢者は無料である一方で子どもが有料になるのは如何なものか、違和感を感じたと話した記憶がある。この事を含めてお聞きしたいが、今回は教育活動として利用する場合が対象であって、個人で利用する場合は有料であると理解する。インターネットでの情報であるが、鈴鹿市では同じような料金体

系であったが70歳以上は無料という規定はなかった。また県の博物館では学生は全て無料となっている。繰り返すが、教育委員会所管の施設で、しかも先ほどの「亀山市学校教育ビジョン」の議案の中で歴史を誇りに思うような子どもを育てるという趣旨の内容もあったと考えられるが、悪いこととは言わないが、高齢者を無料としておきながら、学生は有料であることに依然として違和感が残る。条例等の改正も必要となり難しい面もあろうかと思うが、この部分については、再考いただく手もあるのではないかと考える。学生が無料にできない条件等が何かあるのか。

歴博館長

博物館法においては、観覧料は無料となっており、ただし書きで有料にすることができるという規定があり、基本的にはどの公立博物館も、このただし書き規定に則り有料としています。亀山市歴史博物館においても条例にて有料という規定を設けており、そこから規則等により免除規定を設けており、今回の改正はその幅を広げるといった趣旨の改正となっています。一方では、委員のおっしゃるとおり、博物館法の精神に則ると博物館の利用は基本的には無料であると考えられると思います。ただ、この内容は歴史博物館だけで決定できるものではなく、市全体の話となりますのでご理解いただきたいと思います。

宮村委員

市の他施設との均衡上、仕方ないということは理解できるが、教育委員会所管の施設ということでは、他の施設は切り離すことも出来るのではないのか。

歴博館長

博物館の運営上、亀山市の歴史を多くの方に知っていただくという観点の中で、平日有料であることは、ハードルが高くなっていることは確かだと考えています。自由に来館いただき、自由に見ていただくことが、博物館が育つことにもなろうかと考えています。

教育部長

現条例制定の際に関わっていたため、その立場から説明させていただきます。30年ほど前の話ですので、現在の風潮に合っているかどうか分かりませんが、当時の議論で、有料か無料かという議論は行われていました。その中で、歴史博物館としては歴博館長の説明にあったとおり、無料にする方が理想であることは提案させていただきました。しかし、当時県内であまり博物館が整備されていない状況の中で、よく言えば学び場になるが、一つ間

違えると単なる遊び場になる可能性があるという懸念もあり、また社会的定着がない中で、博物館を学びの場として定着させるためにも有料にしたという経緯がございます。ただ、高齢者を無料にしていくという考えは、当時生涯学習、社会教育がまだ高齢者の生きがいに結び付けられていくことが強いという状況があり、このような背景から老人会の方から高齢者を無料にして欲しいという強い希望があったため、70歳以上を無料といたしました。それが30年ほども継続されているのが現状でございます。

宮村委員

博物館法の規定、教育委員会所管の施設である事を含め、70歳以上を無料にするのであれば小中学生の無料もそんなにハードルが高くないのではないかと考えてしまう。私はそれによって、博物館が遊び場になってもいいのではないかと思う。

歴博館長

委員のおっしゃることはよく理解できます。博物館は開館してから30年ほど経ちますが、どんどん成長しているところもあります。出だしは部長の説明したことがあったかと思いますが、今は学校との連携等も行っており、30年ほど前には考えつかなかった概念もあると考えています。学校現場で博物館のものを使っていたり、博物館の独自の事業として博物館学校を催したり、子どもを対象としたイベントを多く開催しております。子どもたち対象の事業というのは、次世代の亀山を担っていただく方たちだからという観点もあり、やはりこのようなことから博物館として子どもの無料化は検討していくべきだろうとは考えています。具体的にいつとは言えませんが、方向性としてその方向で考えています。

宮西委員

話が戻るが、個人で来館した時の保護者は有料になるということで、希望としては、「教育上の目的」というものを広義の意味で捉えて、その保護者も無料になればいいと願う。

歴博館長

現在も学校等から来ていただいた時に、また来てくださいということで、ひと月ぐらいの有効期限を持った無料券を1枚ずつ渡しています。

教育長

根拠はあるのか。

歴博館長

免除規定のうち「市長が免除することが適当と認めたもの」を根拠として行っています。ただ、運用している中でこの規定を根拠にする事例が多くなってきた背景もあり、その手続き・事務量

が多くなってきたため、第19条の規定による「招待券」と位置づけ配布することに切り替えています。効力は今までと同様です。この招待券によって、保護者もある程度無料となっていますが、その券を持っていない場合は有料となり、この辺りをどう埋めるかが委員ご指摘の課題と考えています。

教育長 招待券は子供だけなのか。

歴博館長 親、本人、兄弟等が無料になるようにと考えているため、6人まで家族で来館しても無料となります。

教育長 おばあちゃんはダメか。

歴博館長 保護者なので対象となります。

教育長 資料92ページの第11条の「観覧料」と第12条の「使用料」の違いは何か。

歴博館長 「観覧料」は展示の観覧料、「使用料」は講義室等の使用料です。

教育長 1階は特別展示、2階は常設展示だと思われるが、両方とも観覧料であるのか。

歴博館長 両方とも展示室であるため、観覧料です。

教育長 1階と2階の区別はないのか

歴博館長 ありません。

教育長 では、今回の改正は、幼稚園、小中学校、高校、大学、専門学校全て教育課程での来館者は無料だったが、今回の改定の趣旨は、保育園、認定こども園、放課後児童クラブといった福祉施設にも広げるということでよいか。

歴博館長 その内容と、保護者と介助者も無料になるという改正です。現行は引率者しかありませんので。

教育長 介助者も引率者と思われるが。校長や養護教諭等も同様と考えられる。

歴博館長 児童福祉法に基づく施設の介助者も含まれます。また、保護者も含めました。

教育長 なぜ保護者だけ入れるのか。

歴博館長 実際、保育園の行事として利用した際に保護者が来るが多かったためです。

教育長 先生だけでは大変なため、引率者の手伝いとして保護者が来るためか。

歴博館長
教育長 そのとおりです。
その先生方は無料になる一方で、その保護者が有料にならないように今回改正したということか。

歴博館長
教育長 そのとおりです。
要は、やはり学校教育法に基づく施設だけでなく、児童福祉法に基づく施設まで範囲を拡大するというか解釈でいいのか。

歴博館長
宮村委員 そのとおりです。
企画展を有料とするのは分かるが、常設展示は無料でもいいのではないかと思う。ちなみに博物館の年間来館者はどの程度か。
また、この規則の改正は提案のとおり4月1日で施行しないと不都合が生じるものか。

歴博館長
宮村委員
歴博館長 ここ2年でおおよそ8,000人、9,000人です。
増えているのか。
減っています。おおよそ年間10,000人程度です。コロナ禍の中休館等を行ったためと考えています。また、学校利用が極端に減っています。また、規則改正については、新年度を迎える4月1日からの施行として、幼稚園・保育園等に周知していきたいと考えています。

教育長 宮村委員や宮西委員の意見を少しでも取り入れようとする、条例改正が必要になるのか。

歴博館長
教育長 そのとおりです。
この部分については検討いただけるのか。

歴博館長
教育長 課題として抽出し、議論には挙げたいと思います。
新図書館では歴史博物館との連携も謳っている。図書館で情報収集して歴史博物館に行くと実物があるといった関係もあり、例えば子どもがその情報を図書館で得て、歴史博物館へ行くと有料で実物を見ることができないといった事が無いように願うが、現状としては起こり得るということか。

歴博館長
教育長 現状としてはそのとおりです。
新図書館の開館に合わせて条例も見直していただけるとありがたいが。

歴博館長
宮村委員
歴博館長 持ち帰って検討いたします。
検討の時期を明示していただきたいと思うが、如何か。
他市の状況等の課題整理については令和4年度中に報告させて

いただきます。

教育長 8月頃までに如何か。

歴博館長 はい。

(ほかに質問はなく、議案第20号は可決される)

9. 協議事項

教育長 協議事項1「令和4年度幼稚園入園式及び小中学校入学式にかかる告辞について」説明を求める。

教育部長 事務局の朗読を以って説明といたします。

(総務GL朗読)

(質問はなく、協議を終わる。)

10. 報告事項

教育長 報告事項1「市内幼稚園・小学校・中学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項2「生徒指導について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項3「令和3年度学校経営の総括評価について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項4「校則の見直しに関する取組について」説明を求める。

(学校課長詳細説明)

教育長 今年度、文部科学省及び県教育委員会からも一方的に従来からの校則を見直そうという取り組みがなされたため、市にも見直しを行うよう依頼して行ったものである。

(質問はなく、報告を終わる。)

- 教育長 報告事項5「亀山市外国人児童生徒初期適応指導教室「レインボー」の運営について」説明を求める。
(学校課長詳細説明)
- 若林委員 1点目、初期適応指導を行う期間を6カ月としている理由は何か。また、2点目として今年度該当する児童生徒はどれくらいいるのか
- 教支GL 1点目について、県内で既に初期適応教室を行っている市町を参考にしました。津市や松阪市等は概ね3か月や半年となっています。また、DLAにおいて、ある程度平仮名や片仮名、生活において必要な日本の文化を習得できるのがおおよそ3～6か月と言われているため、6か月に設定しました。
2点目について、4月からの児童生徒数は小学校4～5名、中学校2名となっています。コロナ禍で入学数が減っていましたが、10月に5名入学してきています。
- 若林委員 その5名を含めての人数か。
- 教支GL そのとおりです。
- 教育長 DLAについて説明願いたい。
- 教支GL DLAとは、資料の最後ページに載せていますが、日本語の能力測定として全国共通で使用されているものです。亀山市でも、「話す」「読む」「書く」「聴く」の4点について毎年実施しています。
- 教育長 何の略か。
- 教支GL JSL対話型アセスメントで文部科学省から出ています。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項6「かめやま人の称号の授与について」説明を求める。
(参事生課長詳細説明)
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)
- 教育長 報告事項7「図書館利用状況について」説明を求める。
(図書館長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項8「教育委員会行事報告について」説明を求める。
(総務課長、学校課長、参事生課長、図書館長詳細説明)
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

教育長 報告事項9「後援事業について」説明を求める。
(総務課長詳細説明)
(質問はなく、報告を終わる。)

1 1. その他

(入学(園)式告辞について)

教育長 宮西委員から4月8日の亀山東幼稚園の入園式にご都合により欠席させていただきたい旨の申し出をいただいた。亀山市教育委員会会議規則第5条第2項にて、「委員は、会議において参集ができないときは、その理由とともに教育長に届け出なければならない」とあり、今回は会議ではないが、この規定に準じていただき宮西委員より口頭でご連絡をいただいたわけである。

基本的には告辞は重要な公務の位置づけではあるが、宮西委員は欠席ということでもいいか。

宮西委員 3月17日に総務課長へ事前連絡させていただいたが、私事都合により欠席させていただきたい。

宮村委員 では、私が出席する。

1 2. 閉会

午後5時35分

以上会議の顛末を記録し、下記のとおり署名する。

教育長

3番委員

4番委員